

令和3年4月1日作成

介護老人保健施設フローレンス犬山

事故発生の防止のための指針

(総則)

- この指針は、介護老人保健施設フローレンス犬山における事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定める。

(施設における介護事故の防止に関する基本的な考え方)

- 介護老人保健施設フローレンス犬山では、安全かつ適切に、介護サービスを提供するために、日頃から職員の自己研鑽、健康管理、事故防止に努める。

(介護事故の防止のための委員会の設置)

- 前条の目的を達成するために、当施設に「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」と略す）を設置する。

- 委員会は、次に掲げるもので構成する。

- ア 施設長（管理者）
- イ 事務長
- ウ 医師
- エ 看護職員
- オ 介護職員
- カ 支援相談員

- 上記職種より委員長を選任し、委員長は事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者（以下「安全対策担当者」）を務める。

- 事故防止検討委員会は委員長が召集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。

- 事故防止検討委員会は、3ヶ月に1回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催する。

- 事故防止検討委員長は、必要と認めるときは、安全対策の専門家の出席を求め、意見を聴取することが出来る。

(介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針)

- 事故防止検討委員会において策定した研修プログラムに基づき、職員に対し年2回「事故発生の防止のための職員に対する研修」を実施するほか、新規採用者がある場合は、その都度、「事故発生の防止のための研修」を実施する。

(介護事故などの報告方法)

- 報告システムを以下のとおりとする。

- 〈事故報告〉

施設内で介護・医療事故が発生した場合、当該事故に関与した職員は、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び上司への報告など必要な処置をした後、速やかに別に定める「事故報告書」を安全対策担当者に提出する。事故報告を受けた職員は、直ちに管理者（管理者が何らかの理由により不在の場合は、予め定められた順位の者）に報告し、管理者は安全対策担当者及び所要の職員に事故内容を伝達するとともに対応を指示する。事故対応終了後、安全対策担当者は当該事故の評価分析を行ったうえで、委員会に報告する。

(2) 〈ひやり・はっと事例報告〉

施設内でひやり・はっと事例が発生した場合は、関係した職員は別に定める「ひやり・はっと報告書」を作成し、安全対策担当者に報告する。安全対策担当者は、報告されたひやり・はっとをとりまとめたうえで、委員会に報告する。また、「ひやり・はっと報告書」は個人情報保護に配慮した形で取りまとめの上、関係職員で共有し、介護・医療事故、紛争の防止に積極的に活用する。なお、ひやり・はっと事例を提出した者に対し、当該報告を提出したことを理由に不利益処分を行わない。

(事故等発生時の対応に関する基本方針)

6. 事故等発生時には、別添1に定める発生時の対応に基づき適切に対処する。

(入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

7. 本指針は、各階に常備し、入所者等から閲覧の求めがあった場合は、朝9時～夕5時までの範囲内で、閲覧させるものとする。

(委員会の任務)

8. 事故防止検討委員会は、管理者の命を受け、所掌業務について調査、審議するほか、所掌業務について管理者に建議し承認されたものについて実行し、調査、審議の結果については、管理者に報告するものとする。

(所掌業務)

9. 事故防止検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 〈安全対策に関する事項〉

- ア 報告システムによる事故及びひやり・はっと事例の収集、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施、防止対策実施後の評価に関すること。
- イ 報告システム以外からのリスクの把握、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施、防止対策実施後の評価に関すること。
- ウ 介護・医療安全対策のための職員に対する指示に関すること。
- エ 介護・医療安全対策のために行う提言に関すること。
- オ 介護・医療安全対策のための研修プログラムの検討及び実施すること。
- カ その他、介護・医療安全対策に関すること。

(個人情報の保護)

10. 委員は、個人情報保護のため以下の事項を遵守する。

- (1) 委員は、事故防止検討委員会で知り得た事項に関しては委員長の許可なく他に漏らしてはならない。
- (2) 委員は、事故防止検討委員長の許可なく事故報告書、ひやり・はっと報告書、分析資料、委員会議事録、事故調査報告書等の事故、紛争、ひやり・はっと事例に関しての全ての資料を複写してはならない。
- (3) 委員は、委員長の許可なく事故報告書、ひやり・はっと報告書とその統計分析資料等を研究、研修等で利用してはならない。

(安全対策担当者)

11. 介護・医療安全対策に資するために、安全対策担当者を置く。

- (1) 安全対策担当者は管理者が任命する。
- (2) 委員長が安全対策担当者の統括を行う。
- (3) 安全対策担当者は、委員長より以下の権限を与えられる。
 - ア 「事故」及び「ひやり・はっと」事例の報告システムの管理を行なう。
 - イ 報告システムによって収集した事例について、医師を含む関係職員への面談、事実関係調査を行う。
 - ウ 報告システム以外からリスクを把握し委員会への報告を行なう。
 - エ 事故防止検討委員会で策定した防止策の実行指導・支援、改善点検を行なう。
 - オ 介護・医療安全対策に関する職場点検と改善を行なう。
 - カ 介護・医療安全対策に関する情報収集を行なう。
 - キ 介護・医療安全対策に関する研修計画立案を行なう。
 - ク 介護・医療安全対策に関する施設内調整を行なう。
 - ケ 報告システムによって収集した事例の原因分析及び防止対策を、委員会で策定する際のまとめ役を担う。
 - コ その他の介護・医療安全対策に関する活動を行なう。
 - サ 活動内容について委員会に報告を行なう。

(職員の責務)

12. 職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護・医療事故の発生の防止に努めなければならない。

(記録の保管)

13. 事故防止検討委員会の審議内容等、施設内における事故に関する諸記録は5年間保管する。

(指針等の見直し)

14. 本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。